

防爆計測委員会規程（委員会内規）

本規程は、一般社団法人日本電気計測器工業会内の防爆計測委員会（以下、防爆計測委員会という）で運用するもので、防爆計測委員会委員はこの規程に従う。

本規定の目的

防爆計測委員会の円滑な委員会活動を行うために定めることを目的とする。

1. 委員会おいての情報の保護

委員会議事録及び資料を含む、委員会活動において得られた情報は、委員会会社以外に流出、提供してはならない。

委員会において作成した資料のうち、防爆検定（認証）機関に関するものは、委員会で開示を承認したものを除き、国内検定機関及び国内外認証機関には開示しない。

2. 参加人数

意見の偏りや委員会内の公平性を確保するため、次に定める。

ただし、例外として他の委員会や他の組織と（1）及び（2）を合同で開催する場合は、事前に委員会の了解を得て、1社複数名の参加を認めるものとする。

（1）委員会への参加人数は、1社1名とする。

ただし、WGへの参加人数は、委員会の了解を得て、1社複数名を認めるものとする。

（2）見学会、意見交換会への参加人数は、1社1名とする。

3. 防爆計測委員会から派遣する外部委員会への参加

次に示す外部委員会への参加は、当該年度の委員長又は副委員長とする。

（1）IECEX システム国内審議委員会（所管団体公益社団法人産業安全技術協会）

（2）「電気用品等規格・基準国際化本部／第31（防爆電気機器）小委員会」（一般社団法人日本電機工業会）

その他の外部委員会は、必要に応じて派遣する委員の選出を行う。

派遣された委員は、委員会において報告する義務及び委員会意見を派遣先の委員会へ提出する。提出の方法は、都度、検討する。

4. 防爆に関する国内検定機関及び国内外認証機関との意見交換会

防爆に関する国内検定機関及び国内外認証機関との意見交換会への参加は、防爆計測委員会メーカー委員に限る。国内検定機関、国内外認証機関及び両機関のいずれかと国内又は国外グループを同じとする組織の委員又は、関連する委員の参加は認めない。

5. 委員会の退席

5. 1 防爆に関する国内検定機関、国内外認証機関及び両機関のいずれかと国内又は国外グループを同じとする組織の委員又は、関連する委員は、防爆に関する検定又は、認証の話題になった場合。

5. 2 JEMIMA コンプライアンスルールに従わない委員。

6. お試し会員

お試し会員について定める事項を次に示す。

6. 1 委員会活動の参加について

参加可能な活動は定例会議のみとし、情報交換会、WG、見学会、意見交換会と同日開催の懇談会などへの参加は不可とする。

6. 2 資料について

（1）委員会及びWGで使用及び作成した資料や成果物は配付（配信）しない。

- (2) IEC 資料は配付（配信）しない。
6. 3 その他
- (1) 委員会書庫への入室は許可しない。

7. WG は、本規定を適用する。

8. その他

本規定は、改正の必要があると委員会で議決された場合、改正を行う。

2020年6月11日

本規定は、2020年6月1日から発効する。

2020年12月11日改正